

「週休 2 日工事」試行実施要領

令和 3 年 10 月 13 日

(趣旨)

第 1 この要領は、宮崎市が発注する建設現場における「週休 2 日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休 2 日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

(用語)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「週休 2 日」とは、4 週 6 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
「4 週 6 休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という）が、
21.4%（6 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 「工事着手日」とは、実際の工事のための準備工事（調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業）を開始した日をいう。
- (4) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務・資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間であり、工事の始期から直接工事費に計上されている種別・細別について工事着手するまでの期間をいう（ただし、直接工事費に計上されている作業からは、照査を行うための作業（足場設置等）は除く）。
※「土木工事共通仕様書（工事の着手）」の着手は、準備期間内の調査、測量、現場事務所の設置等の現地での準備作業を含んでいる。
- (5) 「後片付け期間」とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。
- (6) 「工事完成日」とは、後片付け完了日等の受発注者間で協議して決定した日をいう。

(試行の対象)

第 3 週休 2 日工事は、入札公告（指名通知）等及び特記仕様書において、週休 2 日工事の試行対象である旨を記載するものとする。

ただし、災害復旧工事、年間維持工事、緊急工事、営繕工事、現場条件（出水期や次期関連工事等）により工程的に支障がある工事などは除くものとする。

入札公告（指名通知）等 例

○ その他の事項

本工事は、週休 2 日工事の試行対象工事である。

特記仕様書記載例（第1章第〇〇条に記載するものとする。）

第〇〇条 休日の確保

本工事は、週休2日工事の試行対象工事である。

試行にあたっては、『「週休2日工事」試行実施要領（令和5年3月1日改定）』に基づき行う。

試行実施要領は、宮崎市ホームページから入手できる。

（実施手続）

- 第4 受注者は、週休2日工事の試行を実施する場合は、工事着手前に、工事打合簿（別紙1）により、発注者へ協議するものとする。また、週休2日工事の試行を実施しない場合も、同様とする。
- 2 前項において、協議が調い、週休2日工事の試行を実施する場合、受注者は施工計画書に週休2日を前提とした計画工程表を添付し、発注者に提出するものとする。
なお、計画工程表には週休2日の対象期間及び現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。
- 3 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者に協議するものとする。
なお、降雨、降雪等により予定外の現場閉所を行うときは、その旨を監督員に連絡するものとする。
- 4 受注者は、工事履行報告書に当該月の現場閉所実績（現場閉所日及び日数）を記載した実施工程表等を添付して、発注者に提出するものとする。
なお、週間工程表等により、現場閉所の状況を共有できる場合は、毎月の確認は不要とする。
- 5 受注者は、週休2日工事に取り組む旨を工事看板等に明示するものとする。
- 6 受注者は、週休2日工事の取組結果について、工事打合簿（別紙2）に現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。
- 7 前項において、現場閉所実績が確認された後、発注者は監督員指示書（別紙3）により、受注者へ変更契約を行う旨を指示するものとする。

（労務費・機械経費（賃料）・間接工事費の補正）

- 第5 週休2日工事の試行を実施し、実際に4週6休以上の達成が確認できた場合、発注者は最終変更契約において、労務費・機械経費（賃料）・間接工事費に下表の補正係数を乗じるものとする。

		閉所状況		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%以上	25%以上 28.5%未満	21.4%以上 25%未満	
労務費	1.05	1.03	1.01	
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	
共通仮設費	1.04	1.03	1.02	
現場管理費	1.06	1.04	1.03	

（留意事項）

- 第6 週休2日工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。
- ア 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
 - イ 異常気象時における安全パトロールの実施や、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合
 - ウ 現場見学会等、現場を公開する場合
 - エ アからウまでに掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所中の作業が発生するような指示等は行わないこととする。
- (3) 受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに週休2日の現場閉所が達成できるように努めるものとする。

附 則

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年 3月 1日から施行し、令和5年3月1日以降に予算執行伺の決裁を受け工事に適用する。